

貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助目的)

第2条 外出自粛の影響により止まっていた県内の人の環流を促進し、県内の旅行や行事参加などの移動需要を喚起するため、予算の範囲内で、民間貸切バス事業者及びレンタルバス利用者に対し運賃又は基本料金の一部を補助金として交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 「貸切バス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第一号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が当該事業の用に供するため用いる乗車定員11人以上の自動車をいい、「民間貸切バス事業者」とは、県内に営業所を有する貸切バス事業者（公営企業を除く。）をいう。
- 二 「レンタルバス」とは、道路運送法第80条に基づく許可を受けた事業者（以下「レンタカー事業者」という。）が有償で貸し渡す自家用自動車であって、乗車定員11人以上29人以下かつ車両長7m以下のものをいい、「レンタルバス利用者」とは、県内に営業所を有するレンタカー事業者からレンタルバスを借り受けた者をいう。
- 三 「貸切バス利用運賃」とは、貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額（当該貸切バスを航送する場合にあっては隠岐汽船の航送運賃を含む。）をいい、消費税等を除いたものをいう。
- 四 「レンタルバス利用料金」とは次に掲げる金額の合計額をいう。
 - イ レンタルバスの有償貸渡に係る基本料金であって、損害保険料、燃料費、カーナビゲーションその他オプション料金及び消費税等を除いたもの
 - ロ 隠岐汽船の航送運賃のうち消費税等を除いたもの（レンタルバスを航送する場合に限る）
- 五 「県民」とは、県内に住所を有する個人又は団体をいう。

(補助金の交付先)

第4条 補助金の交付先は、民間貸切バス事業者及びレンタルバス利用者（以下「補助対象者」という。）とする。

- 2 前項の民間貸切バス事業者は、公益社団法人日本バス協会が定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考に、感染予防対策に取り組むものとする。

(補助金の交付対象事業)

第5条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、県民が事業対象期間（令和3年4月1日以降に出発し、知事が別に定める日時までに帰着するものをいう。）に、県内の異なる市町村を出発地かつ目的地とする、貸切バス又はレンタルバスの借上を対象とする。ただし、隠岐地域にあっては、一の町村を出発地かつ目的地とする貸切バス又はレンタルバスの借上も対象とする。また、県民が境港（鳥取県境港市）を単なる経由地として隠岐航路を利用する場合も対象とする。

- 2 宗教活動（冠婚葬祭と判断されるものを除く。）又は選挙活動を目的とするものは対象としない。
- 3 概ね同一の利用者が、概ね同一の行程を反復継続して利用する場合等は対象としない。

- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合は対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、下記により算出された額とする。

- 一 貸切バス利用運賃の1/2（運賃補填。ただし、契約1件あたり15万円を上限とする。）
 - 二 レンタルバス利用料金の1/2（ただし、契約1件あたり15万円を上限とし、第3条第4号イに係る部分は、1日1台あたり3万円を上限とする。）
- 2 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（実施計画書の提出）

第7条 補助対象者は、実施計画書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 運送引受書の写し（貸切バスを利用する場合に限る。）
 - 二 レンタルバスの予約内容がわかる書類（レンタルバスを利用する場合に限る。）
 - 三 自動車航送申込書の写し（隠岐汽船を利用する場合に限る。）
 - 四 振込先口座の確認ができる書類（ただし、既に別途実施計画書を提出している場合は添付を省略することができる。）
- 2 実施計画書の提出期限は、原則として出発日の3日前（土日祝日を含まない。）までとする。

（内示）

第8条 知事は、前条に規定する計画書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を内示決定し、その旨を内示通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、条件を付して内示決定をすることができるものとする。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第9条 補助対象者は、前条の内示通知があった補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事前に変更実施計画書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業に係る運行主体の変更
 - 二 補助金の内示通知額に対する変更
 - 三 補助対象事業の中止又は廃止
 - 四 前各号に掲げるもののほか、重要な変更
- 2 事業実施中にやむを得ないと知事が認める理由により補助対象事業費に変更があった場合に限り、事後に変更承認申請を行うことができるものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第10条 補助対象者は、第8条に定める内示通知のあった補助対象事業が完了したときは、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、複数の内示にかかる補助対象事業を一括して交付申請及び実績報告することができる。その場合補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号の2）を提出すること。

- 一 領収書の写し（内訳がわかるもの）
- 二 レンタカー貸渡証の写し

(交付の決定及び額の確定)

第 11 条 知事は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、実績報告の内容を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定及び額の確定通知書（様式第 5 号）により補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、額の確定日から 30 日以内に補助金を補助対象者に交付するものとする。

(帳簿等の保管)

第 12 条 補助対象者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(二重補助の禁止)

第 13 条 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、知事が別に定める補助金についてはこの限りでない。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、偽りその他不正な手段により、この補助金の交付を受けたものがある場合は、その者に補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、施行の日以前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

ただし、第 3 条中民間貸切バス事業者及びレンタルバス利用者の要件に関する部分は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行の日以前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。